



浜松市告示第17号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施する区域について街区符号をつけたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

併せて、浜松市中区西伊場町及び南伊場町の街区の区域をあらたに画し、廃止し、及び変更するので、浜松市住居表示に関する条例第2条の規定により告示する。

令和4年1月11日

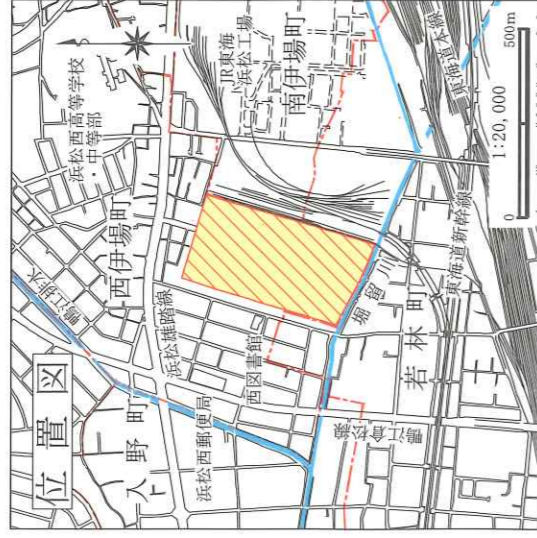
浜松市長 鈴木 康 友

- 1 実施日
令和4年2月1日
- 2 住居表示の方法
街区方式
- 3 住居表示実施区域及び街区符号
別添浜松市住居表示新旧対照案内図のとおり
- 4 浜松市中区西伊場町及び南伊場町において新設、変更及び廃止する街区
別添浜松市住居表示新旧対照案内図のとおり

浜松市住居表示新旧対照案内図

西伊場町

令和4年2月1日施行



新しい住所の表し方
 市では、市街地の住所をわかりやすくするため、「住居表示に関する法律」に基づき、新しい住居表示の整備を進めています。
 この制度は、従来の地番での住所の表し方を改め、「**街区符号**」と「**住居番号**」を用いて住所を表す制度です。
 「街区符号」とは、町の区域を道路、水路などの恒久的な施設で区画した街区に付けられる番号で、「番」で表します。
 「住居番号」とは、街区内の建物ごとに一定の順序で付けられる番号で、「号」で表します。
 したがって**新しい住所の表し方**は、
 (例) 浜松市中区 **西伊場町** **〇番** **〇号**
 となります。

凡	例
---	新町界
---	旧町界
---	西伊場町 (若林町)
---	道路・水路
---	街区
①	街区符号
①	旧街区符号

対象区域のうち、変更前の西伊場町の区域は、旧40番街区です。



製 日 1月24日
 複 和 4年2月
 許 不 命 4年2月1日
浜松市役所